

酪農学園大学短期大学部学則

第1章 総則

第1節 目的及び名称

(目的及び名称)

第1条 酪農学園大学短期大学部（以下「本学」という。）は、キリスト教の精神に基づく人間教育を基盤として、酪農科学の理論と実際、並びに文化・教養に関する広い知識を受け、神・人・土を愛する三愛精神豊かにして、有為な社会人を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2節 組織

(学科及び収容定員)

第2条 本学に、次の学科を置く。

酪農学科

2 前項の学科の収容定員は、次のとおりとする。

酪農学科 入学定員50名 収容定員100名

(附属教育研究施設)

第3条 本学に、附属図書館及び附属農場を置く。

(事務組織)

第4条 本学の事務を処理するため、必要に応じ事務組織を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第5条 本学に、学長、宗教主任、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第4節 教授会

(教授会)

第6条 本学に、本学の重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、常勤の教授、准教授及び講師並びに宗教主任をもって組織する。

3 教授会は、次の事項に関して審議する。

(1) 教育課程及び試験に関する事項

(2) 学生に関する事項

(3) 学術研究に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項

(5) 学則の制定及び改廃に関する事項

(6) その他大学の運営に関する重要な事項

4 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めたときは、前項の学期期間を変更することができる。

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 7月11日

(4) 春季休業 3月1日から4月10日まで

(5) 夏季休業 8月7日から9月6日まで

(6) 冬季休業 12月21日から翌年1月14日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、休業日に授業を課すことができる。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。なお、第18条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う

大学入学資格検定に合格した者

- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第18条 本学に他大学等から編入学、転入学を志願する者、又は本学を正当な理由で退学あるいは授業料等の未納により除籍となった者で成業の見込みがあり再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 編入学、転入学及び再入学に関する規程は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第19条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(単位計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする

- (2) 実験、演習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業に要する修得単位数)

第22条 本学を卒業するためには、別表第2に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前二項の規定は、外国の短期大学又は大学へ留学する場合に準用する。この場合、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条の2第2項並びに第23条の3第3項の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。
- 4 他の短期大学等の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。
- (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第23条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の
履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、教授会の議に基づき、前条第2項及び次条の3
第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないも
のとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学
又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単
位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみ
なすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条の2第1
項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単
位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、教授会の議に基
づき、転学等の場合を除き、第23条第2項及び前条の2第2項の単位数と合わせて30単
位を超えないものとする。

(成績)

第24条 授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績
は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、Dを不合格とする。

(その他)

第25条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、
履修規程その他別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第26条 疾病その他特別の理由により2か月を超えて修学できない者は、学長に願い出て、
その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は、休学を命ずる
ことができる。

3 疾病のため休学しようとする者は、休学願に医師の診断書を添付することとする。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、休学期間の延長
を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に願い出て、その許可を得て復学す
ることができる。

(転学)

第29条 他の短期大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に願い出て、その
許可を得なければならない。

2 本学に学籍を有する者は、他の短期大学又は大学に在籍することができない。

(留学)

第30条 外国の短期大学又は大学で学修することを志願する者は、学長に願い出て、その許
可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条及び第12条に規定する修業年限及び在学年
限に含めることができる。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第12条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第27条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 1年以上にわたり行方不明の者

第5節 卒業

(卒業)

第33条 第11条に規定する修業年限(第18条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第22条及び履修規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、本学を卒業した者に対して学位記を授与する。

(学位の授与)

第33条の2 本学を卒業した者には、短期大学士(農学)の学位を授与する。

第6節 賞罰

(表彰)

第34条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒はその情状によって、譴責、謹慎、受験停止、停学及び退学の5種とする。

第7節 学生寮及び保健施設

(学生寮及び保健施設)

第36条 本学に、学生寮、学生相談室及び医務室を置く。

2 前項に関する規則は、別に定める。

第8節 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生)

第37条 公共団体、外国政府及びその他の機関より、本学において特定の授業科目についての学修及び特定の課題についての研究を行うことを目的として当該職員を委託されたときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、学期毎に許可する。

(科目等履修生)

第38条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第39条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他短期大学等との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第40条 本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生に対する規定の準用)

第41条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生には、本節に規定するもののほか、第11条、第12条、第22条及び第33条を除き、本学則を準用する。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生には、本学則を適用する。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第9節 授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

酪農学科	入学検定料	30,000円	入学金	150,000円
	授業料	1,060,000円	実験実習料	91,000円

2 前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。

(その他の費用)

第44条 その他学生の負担すべき額は、別に定める。

(授業料等の納付)

第45条 授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第46条 学期の中途において復学した者は、当該学期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第47条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第48条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間が1学期以上にわたる場合は、その学期分の授業料等を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第49条 経済事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の授業料等)

第50条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の検定料及び授業料等の額については、別に定める。

(納付した授業料等)

第51条 納付した授業料等は、返付しない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第52条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座の開設については、別に定める。

第11節 名誉教授

(名誉教授)

第53条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の3の規定に基づき酪農学園大学短期大学部名誉教授の称号を授与することがある。

2 名誉教授の称号授与に関する規則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和59年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和62年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 昭和63年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 学則第19条第2項の規定は、平成3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則第20条、第23条、第30条及び第33条の規定は、平成3年12月12日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 学則第19条、第20条、第22条の規定は、平成5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 学則第20条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 学則第20条の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 学則第1条及び第2条の規定は、平成10年度在学者から適用する。
- 3 学則第19条及び第22条の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 4 学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成10年度の収容定員は次のとおりとする。

酪農学科 収容定員190名

教養学科 収容定員 90名

経営情報学科 収容定員100名

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 学則第19条及び第22条の規定は、平成10年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第19条及び第22条の規定は、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第19条に係る別表第1及び第22条に係る別表第2は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 学則第43条の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者につ

いては、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 学則第43条の規定は、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。